

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（有）成瀬舗設
住所：東京都町田市高ヶ坂3-14-10
2. 指名停止措置期間 自 令和8年2月20日 2週間
至 令和8年3月5日

3. 事実概要

（有）成瀬舗設は、令和6年7月23日、神奈川県横浜市の整地工事において、車両系建設機械であるローラーを使用して配下の労働者に当該工事の転圧作業を行わせるにあたり、転圧する敷地端部が傾斜で、その先に1.2メートルの段差があり、同ローラーの転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがあったのに、同ローラー誘導のための誘導員を配置せず、もって機械による危険を防止するため必要な措置を講じず、労働者がローラーごと転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について同社及び同社使用人は、令和7年4月10日、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反により、罰金刑に処せられた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第8号に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564